

(目的) この法律は、わが国固有の文化的資産として国民に繼承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資することを目的とする。(定義)

(第二条) この法律において「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

2 この法律において「歴史的風土」とは、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう。(国及び地方公共団体の任務等)

第三条 国及び地方公共団体は、古都における歴史的風土が適切に保存されるように、この法律の趣旨の徹底を図り、かつ、この法律の適正な執行に努めなければならない。

2 一般国民は、この法律の趣旨を理解し、いやしくもこの法律の目的に反することのないよう努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。(歴史的風土保存区域の指定)

第四条 國土交通大臣は、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 國土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をするときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

3 前二項の規定は、歴史的風土保存区域の変更について準用する。(歴史的風土保存計画)

第五条 國土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、関係地方公共団体及び社会

域について、歴史的風土保存区域(特別保存地区を除く。)内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為をしてはならない。あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。

二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 土石の類の採取

五 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

六 建築物その他の工作物の表示又は掲出屋外広告物の表示又は掲出

七 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為をしてはならない。あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 国の機関が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

(損失の補償)

第十条 前条第一項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合においては、府県は、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 前条第一項の許可の申請に係る行為について、次条に規定する法律（これに基づく命令を含む。以下この号において同じ。）の規定により許可を必要とされている場合において、当該法律の規定により不許可の処分がなされたとき。

二 前条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保存地区に関する都市計画が定められた趣旨に著しく反すると認められるとき。

三 前項の規定による損失の補償については、府県知事と損失を受けた者が協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。（行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用）

第十一條 第七条及び第九条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）、奈良国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十号）、京都国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十号）その他の法律（これらに基づく命令を含む。）の規定の適用を妨げるものではない。

（土地の買入れ）

第十二条 府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第九条第一項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を府県において買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、次条第四項の規定による買入れが行われる場合を除き、当該土地を買い入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

（都市緑化支援機構による特定土地保全業務）

第十三条 府県は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該府県における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるとときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構）をいう。以下この条から第十五条までにおいて同じ。）に対し、当該土地（以下この条及び次条において「対象土地」という。）について、次条第一項各号に掲げる業務（以下この条において「特定土地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が次条第二項の規定により読み替えて適用する都市緑地法（昭和七十一条第二項第一号に規定する基準に該当するとの認めるときは、遅滞なく、当該要請をしてした府県に対し、特定土地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の府県は、当該通知の後速やかに、特定土地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この条及び第五条において「土地保全業務実施協定」という。）を締結するものとする。

一 都市緑化支援機構が次条第一項第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期

二 都市緑化支援機構が次条第一項第二号に掲げる業務として行う機能維持増進事業の内容及び方法

三 都市緑化支援機構が次条第一項第三号に掲げる業務として行う対象土地の管理の内容及び方法

四 都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る
対象土地を保有する期間（当該買入れの日から
起算して十年を超えないものに限る。）

五 前号の期間内において都市緑化支援機構が
次条第一項第四号に掲げる業務として行う府
県への対象土地の譲渡の方法及び時期

六 都市緑化支援機構による第一号から第三号
まで及び前号に規定する業務の実施に要する
費用であつて府県が負担すべきものの支払の
方法及び時期

七 その他国土交通省令で定める事項

4 都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定
の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から
対象土地を買入れるものとする。

5 前項の規定による買入れをする場合における
対象土地の価額は、時価によるものとし、当該
買入に要した費用は、第二項の府県が、土地保
全業務実施協定の内容に従つて負担するもの
とする。

6 前二項に定めるものほか、都市緑化支援機
構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、
特定土地保全業務を行わなければならない。

7 第五項に定めるものほか、府県は、土地保
全業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号
に規定する費用を負担するものとする。

（都市緑化支援機構の業務の特例）

第十四条 都市緑化支援機構は、都市緑地法第七
十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務
を行うことができる。

一 前条第一項の規定による府県の要請に基づづ
き、第十二条第一項の申出をした者から対象
土地を買入ること。

二 前号の買入に係る対象土地の区域内にお
いて機能維持増進事業を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、同号に規定する
対象土地の管理を行うこと。

四 前条第三項第四号の期間内において府県へ
の対象土地の譲渡を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行な
うこと。

六 前項の規定により都市緑化支援機構が同項各
号に掲げる業務を行う場合における都市緑地法第
七章の規定（これらの規定に係る罰則を含
む。）の適用については、次の表の上欄に掲げ
る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八号	第一百七十七条	第七十五条（古都保存法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九号	第一百七十七条 第一項	第七十七条第一項（古都保存法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第十号	第七十七条 第一項	第七十七条第一項（古都保存法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十一号	第七十七条 第二項	第七十七条第二項（古都保存法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（買い入れた土地の管理）

第十五条 府県は、第十二条第一項の規定により買い入れた土地及び土地保全業務実施協定に基づいて都市緑化支援機構から譲渡を受けた土地について都市緑化支援機構から譲渡を受けた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

（歴史的風土保存計画の実施に要する経費）

第十六条 国は、歴史的風土保存計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（費用の負担及び補助）

第十七条 国は、第十条の規定による損失の補償及び第十二条第一項の規定による土地の買入れ又は第十三条第五項の規定による負担に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

国は、地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

（社会資本整備審議会の調査審議等）

第十八条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要な事項を調査審議する。

社会資本整備審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣又は関係大臣に意見述べることができる。

社会資本整備審議会は、この法律及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができ

（報告、立入調査等）

第十九条 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、特別保存地区内の土地の所有者その他の関係者に対して、第九条第一項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

府県知事は、第九条第一項、第五項又は第六項前段の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は同条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（報告、立入調査等）

第二十条 この法律中府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

（罰則）

第二十一条 第九条第六項前段の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第二十三条 第九条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一万円以下の罰金に処する。

（報告、立入調査等）

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する第二十一条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十五条 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一千万円以下の過料に処する。

（施行期日）

附 則（昭和四一年四月二八日法律第六〇号抄）

○一號抄 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（昭和四六年五月三一日法律第八八号抄）

八號抄 この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

（施行期日）

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇号抄）

○一號抄 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

（施行期日）

附 則（昭和四六年五月三一日法律第八八号抄）

八號抄 この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第一条から前条までに定めるものは、この法律の施行に関して必要な経過措定は、政令で定める。

（附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号抄）

○一號抄 この法律の施行の際現に存する古都保存法第四条第一項の規定による明日香村の区域の歴史的風土保存区域の指定は、第三条第一項の都市計画についての都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第二十条第一項の規定による告示の日（以下「告示の日」という。）以後その効力を失う。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施

該各号に定める日から施行する。

第一条 中地方自治法第二百五十条の次に五百条、節名並びに一款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日
(国等の事務)

のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及

び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適切な改正を実施する。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税率の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定期のない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一から五十五まで 略

五十六 歴史的風土審議会
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における「規定期定」の規定による施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）
（政令への委任）
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（令和四年六月一七日法律第六八〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定
附 則（令和六年五月二九日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第三条 この法律は、前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘査して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。